

峡南地域観光推進支援事業補助金について（2次募集）

1 事業の目的

- 「峡南地域観光振興戦略（以下「戦略」という。）」が目指す将来目標像、未来の峡南地域の姿の達成に向け、峡南地域への誘客や消費額拡大を目的に、峡南地域で既に販売されている観光商品（以下「既存商品」という。）の売上げ増を図る取り組み（収益性が高く独自性のある商品などへの改良）を支援する。

2 募集要件

- 戦略で定めた地域コンセプトなどを参考に、峡南地域の資源（「歴史文化」、「食」）のうち、いずれかの資源を活用した既存商品の改良を行うこと。
※2つの資源を活用した既存商品の改良も可能。
- 峡南地域5町（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）いずれかの資源を活用すること。
- 改良した商品を事業期間内に販売し、改良前との比較検証*等を行うこと。
※比較検証とは、改良により実績（売り上げ、販売数、来客数など）に及ぼした効果、及び、その要因、目標値と実績値の比較、今後の改善点等の分析を行うこと。
※販売は後述「6 事業スケジュール」の「商品販売、検証」の期間に2か月以上行うこと。

3 募集対象者

- 申請者（任意団体の場合は、構成事業者も含む）が、峡南地域に活動の拠点を置く*事業者等
※「活動の拠点を置く」とは、個人事業主にあっては峡南地域5町に住所及び主たる事業所を有する者、法人等にあっては峡南地域5町内に登記された事業所を有する者とし、任意団体の場合は、規約等による所在地（事務局等）とする。
- 改良した商品を事業期間内に販売し、本事業終了後も改良した観光商品等を販売する意思がある者。
- 本事業終了後、事業成果等を富士川地域観光振興協議会等のホームページ上で報告・公表できる者。
- 本事業終了後、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行う場合に調査に協力できる者。
- 法人格を有しない共同事業体（協議会等の任意団体）が申請者となる場合には、募集対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の2つの要件を満たす者。
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - イ 自ら経理し監査する等会計組織を有すること。
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、若しくは反するおそれがない者。
- 会社再生法に係る更生手続きの申立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でない者。
- その他、本補助金を交付することについて、富士川地域観光振興協議会が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

4 採択予定

- 採択件数は 10 件を予定
- 峡南5町いずれかの地域資源を活用した改良事業について、各町2件ずつを採択

※ 1 次募集の採択状況によって決定をいたします

5 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
・ 需用費（試作材料購入費、消耗品費等） ・ 役務費（通信運搬料、保険料等） ・ 使用料及び賃借料 ・ 委託料（プロモーション費、商品ラベルのデザイン費等） ・ その他富士川地域観光振興協議会長が事業実施に必要と認める経費（報償費（講師への謝礼等）、モニターツアーでの観光施設体験料等） ※ただし、プロモーション費は事業費全体の 1/2 未満とし、改良した商品の事業期間中の販売に関するプロモーションが対象。	・ 補助対象経費の 2/3 以内	・ 上限 700 千円

○既存商品の改良後の販売に係る経費（材料費、チラシ印刷費等）や事業終了後の改良した商品のプロモーションに関する経費は補助対象外

○モニターツアー、試食会など販売前の市場調査を行う経費は補助対象経費。ただし、当該市場調査で収入を得る場合は販売とみなし、かかった費用は補助対象経費とはならない。

6 事業スケジュール（予定）

【令和 7 年】

- ・ 募集期間 5月29日（木）～6月11日（水）
- ・ 交付決定 6月中旬～下旬
- ・ 商品改良期間 6月～9月（約3ヶ月）
- ・ 商品販売、検証 9月～1月

【令和 8 年】

- ・ 実績報告 2月中旬まで

7 申請書提出先

- ・ 峡南地域観光推進支援事業補助金窓口

（山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ（甲府市丸の内 1-6-1 TEL:055-223-1573））